

令和7年第6回山ノ内町議会定例会会議録

山ノ内町告示第99号

令和7年11月28日（金） 山ノ内町役場議場に開く。

令和7年11月28日（金） 午前10時開会

○ 議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 報告第7号 専決処分の報告について
専決第12号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 4 報告第8号 専決処分の報告について
専決第13号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 5 報告第9号 専決処分の報告について
専決第14号 給水管破裂による器物等損壊に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 6 議案第49号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第50号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第4号）
- 8 議案第51号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第52号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第53号 令和7年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 11 議案第54号 令和7年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 12 議案第55号 令和7年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）
- 13 議案第56号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）
- 14 議案第57号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第58号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 16 議案第59号 第6次山ノ内町総合計画後期基本計画の策定について
- 17 議案第60号 地方自治法等の規定により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第61号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第62号 長野県志賀高原自然保護センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第63号 山ノ内町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第64号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 2 2 議案第65号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 3 議案第66号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 4 議案第67号 山ノ内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○ 本日の会議に付した事件………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（13名）

2番	畔上恵子君	9番	渡辺正男君
3番	小林仁君	10番	湯本晴彦君
4番	志鷹慎吾君	11番	山本光俊君
5番	塚田一男君	12番	小林克彦君
6番	湯本るり子君	13番	小田孝志君
7番	徳竹栄子君	14番	白鳥金次君
8番	高田佳久君		

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 鈴木明美 議事係長 宮崎敏之

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	平澤岳君	教育長	竹内延彦君
副町長	久保田敦君	こども未来課長	望月弘樹君
総務課長	古幡哲也君	生涯学習課長	山本佳史君
未来創造課長	堀米貴秀君	経済振興課長	田村清志君
農林振興課長	金井哲也君	危機管理課長	田中浩幸君
建設水道課長	高木和彦君	住民税務課長	湯本豊君
消防課長	高相一夫君	健康福祉課長	小林佳代子君
会計管理者	小林知之君		

(午前10時00分)

議長(白鳥金次君) おはようございます。

議員各位には、公私ご多忙のところご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

初めに、令和7年第6回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

きこえない・きこえにくいアスリートの国際スポーツ大会「東京2025デフリンピック」が11月15日から26日まで開催されました。

日本でのデフリンピック開催は初めてであり、今大会はデフリンピックが開催されてから100周年となる記念すべき大会の中、サッカー競技に当町の星河真一郎さんが出場されました。初日のオーストラリア戦では先制ゴール、前回王者アメリカとの一戦では決勝点を挙げ、日本初となる決勝進出に貢献するなど輝かしい功績を残され、日本はもちろん、当町においても大変明るい話題に元気をいただき、感動いたしました。今大会の経験を生かされ、今後においてもご活躍されることを期待しております。

また、11月7日には、小学校のESD交流会が開催され、子供たちの活発な意見や提言をお聞きし、心強く感じた次第であります。

さらに、各小学校がESD教育で取り組んでいる稲作の成果として出品された第27回「米・食味分析鑑定コンクール：国際大会」inつくばみらいでは、小学校部門において東小学校、西小学校が金賞、南小学校が特別優秀賞を昨年に引き続きそれぞれ受賞されました。ESD教育が着実に実を結んできていることに明るい未来を実感しております。

さて、当町議会では10月に各常任委員会での管外視察を実施しました。視察の見聞を参考に、今後の議会活動や施策の推進に取り組まれるようお願いいたします。

本日子定しております議案は、人事院勧告に関する補正予算、その他の補正予算、条例の制定・一部改正のほか、第6次総合計画後期基本計画の策定等であります。

とりわけ第6次総合計画後期基本計画は、人口減少や少子高齢化が進む当町の現状において、産業振興策をはじめ、子育て・福祉対策、環境問題への具体的な取組、DX化や気候災害への対応など、様々な諸課題について町の将来像や基本方向と施策を定め、その実現のため、後期5か年の具体的施策を定めようとするもので、極めて重要な案件であります。

これらの諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、全ての案件に対し十分な審査・審議を尽くされるとともに、円滑かつ活発な議会運営に向け格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、理事者並びに管理職各位におかれましても、審議にご協力いただき、円滑な議会運営が図られますようお願い申し上げ、開会の挨拶とします。

(開 会)

(午前10時05分)

議長(白鳥金次君) ただいまの出席議員数は13人です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和7年第6回山ノ内町議会定例会を開会します。

議長（白鳥金次君） 町長から招集の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） おはようございます。

令和7年第6回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

まずは議員各位には、ご多忙の折にもかかわらず定刻どおりご参集いただき、心よりお礼申し上げます。

また、11月にもかかわらず早くも雪が降り、志賀高原をはじめ町内のスキー場ではよいシーズンインの予感がしております。先週末から一部のスキー場がオープンしたと聞いており、今シーズンも国内外から多くのお客様にお越しいただけるものと期待しております。

国政におきましては、日本史上初めてとなる女性総理大臣が誕生いたしました。日本が新しい時代へと進む節目であり、外交面を含め、リーダーシップに大いに期待を寄せるところであります。

先日、私が出席した全国町村長大会で、高市総理が来賓の挨拶をされましたが、人口減少や少子高齢化は国も課題としているとしつつも、日本として強い経済をつくと強調されておられました。個人的にも大変期待しております。

さて、町内では、リンゴが収穫の最盛期を迎えました。先日、熊谷市産業祭と玉村町産業祭にトップセールスで伺いましたが、両会場では山ノ内町のリンゴを求めて長蛇の列ができ、中には3時間待ちの方もいらっしゃいました。3時間待ってでもどうしても買いたいとおっしゃる方も多く、それだけ山ノ内町のリンゴの品質と味を評価していただいていることを実感し、大変うれしく思います。今後も、やまのうちブランドの向上を推進し、観光と経済がクロスオーバーする経済振興を強く進め、地域全体の価値向上につなげてまいりたいと考えております。

また、令和12年に開校を予定している義務教育学校の議論も着実に進んでおります。新しい時代にふさわしい教育スタイルの実現に向け、引き続き丁寧に議論を重ねてまいります。

さて、本議会におきましては、専決処分の報告3件、令和7年度一般会計等の補正予算9件、山ノ内町総合計画基本構想・後期基本計画の策定についての議案1件、条例の制定及び一部改正9件、計22件の議案を提出させていただいております。慎重かつ十分なご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

（開 議）

（午前10時08分）

議長（白鳥金次君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（白鳥金次君） 諸般の報告を行います。

最初に、陳情の受理及び取扱いについて申し上げます。

去る11月21日の議会運営委員会までに受理しました陳情は1件であります。

会議規則第95条の規定により、お手元に配付しました文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたので、会期中に報告できるよう審査をお願いします。

なお、9月定例会で可決されました2件の意見書につきましては、9月25日付で国会及び関係行政庁へ送付いたしました。

去る10月3日には、岳南広域消防組合議会定例会が開催され、一般会計補正予算及び令和6年度決算が原案どおり可決、認定されました。

次に、10月29日から9日間の会期で、北信広域連合議会定例会が開催され、一般会計をはじめとする補正予算並びに令和6年度一般会計及び2特別会計の決算がそれぞれ原案どおり可決、認定されたほか、空席となっていた監査委員に当職が選任、同意されました。

10月30日には、北信保健衛生施設組合議会定例会が開催され、一般会計をはじめとする補正予算並びに令和6年度一般会計及び2特別会計の決算が原案のとおり可決、認定されたほか、空席となっていた副議長の選挙が行われ、当職が選出されました。また、監査委員に小布施町議長の小西和実氏が選任、同意されました。

また、11月12日に、都内で開催された第69回町村議会議長全国大会及び第50回豪雪地帯町村議会議長全国大会に出席してまいりました。

11月19日には、長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会において、県知事及び県議会議長に対しまして、構成市町村議長、地元選出の県議と共に要望陳情活動を行ってまいりました。

以上で諸般の報告を終わります。

1 会議録署名議員の指名について

議長（白鳥金次君） 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定によって

7番 徳 竹 栄 子 議員

8番 高 田 佳 久 議員

9番 渡 辺 正 男 議員

を指名します。

2 会期の決定について

令和7年第6回山ノ内町議会定例会会期日程

(会期21日間)

月 日	曜	種 別	開 会 開 議	閉 議 閉 会	内 容
11. 28	金	本 会 議	午前10時	午後5時	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期日程の決定 報告第7号～第9号 上程、提案説明、質疑、受理 議案第49号 上程、提案説明、質疑、討論、採決 議案第50号～第55号 上程、提案説明、質疑、討論、採決 議案第56号～第58号 上程、提案説明、質疑、委員会付託 議案第59号～第67号 上程、提案説明
		全員協議会			本会議終了後
29	土	休 会			
30	日	休 会			
12. 1	月	休 会			
2	火	委 員 会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会（補正）
3	水	委 員 会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会（補正）
4	木	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問（4人）
5	金	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問（4人）
6	土	休 会			
7	日	休 会			
8	月	本 会 議	午前10時	午後5時	議案審議 議案第56号～第58号 委員会報告、質疑、討論、採決 議案第59号 質疑、特別委員会付託 議案第60号 質疑、討論、採決

					議案第61号～第63号 質疑、委員会付託 議案第64号～第66号 質疑、討論、採決 議案第67号 質疑、委員会付託
9	火	委員会	午前9時	午後5時	総合計画審査特別委員会
10	水	委員会	午前9時	午後5時	総合計画審査特別委員会
11	木	委員会	午前9時	午後5時	総合計画審査特別委員会
12	金	休会			
13	土	休会			
14	日	休会			
15	月	委員会	午前9時	午後5時	常任委員会（条例等審査）連合審査
16	火	議会運営 委員会	午後2時	午後5時	議会最終日日程審議
17	水	休会			
18	木	本会議	午後2時	午後5時	総合計画審査特別委員会・常任委員会報告

議長（白鳥金次君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程のとおり、本日11月28日から12月18日までの21日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日11月28日から12月18日までの21日間に決定しました。

3 報告第 7号 専決処分の報告について

専決第12号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

4 報告第 8号 専決処分の報告について

専決第13号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

5 報告第 9号 専決処分の報告について

専決第14号 給水管破裂による器物等損壊に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長（白鳥金次君） 日程第3 報告第7号 専決処分の報告について、専決第12号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてから日程第5 報告第9号 専決処分の報告

について、専決第14号 給水管破裂による器物等損壊に係る和解及び損害賠償額の決定についてまで、報告3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長（平澤 岳君） 報告第7号から報告第9号の専決処分の報告3件について、一括してご説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

初めに、専決第12号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてですが、医療機関へ書類を届けるために公用車を駐車場に駐車しようとした際、駐車場内に送迎車が停車していたため横に停車した後、用事を済ませ、駐車場を出ようとした際、後方に駐車していた車両の後方ドアに接触し、一部損壊したものです。

発生日時は、令和7年9月9日、発生場所は、山ノ内町大字平穏2861番地3です。相手方の住所氏名は、中野市大字中野1931番地1、山崎勉で、損害賠償額は20万7,086円です。

以上について、令和7年10月2日付で専決し、同日付で和解に至りましたのでご報告申し上げます。

次に、専決第13号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてですが、南部分団の消防ポンプ自動車は倉庫外壁に接触したものです。

発生日時は、令和7年7月19日午後2時20分頃。発生場所は、大字佐野767番地です。相手方の住所氏名は、大字佐野767番地、鈴木善幸で、損害賠償額は31万5,730円です。

以上について、令和7年10月3日付で専決し、同日付で和解に至りましたのでご報告申し上げます。

続きまして、専決第14号の内容ですが、渋地区において、町管理1次止水側での給水管破裂により漏水した水が、旅館の地下室の壁等に被害を与えた器物等損壊です。

発生日時は、令和7年5月10日午後2時頃。場所は、大字平穏2234番地、古久屋旅館の地下室です。相手方の住所氏名は、大字平穏2200番地、有限会社古久屋ホテル、代表取締役小根澤宏介で、損害賠償額は94万3,800円です。

以上について、令和7年10月31日付で専決し、同日付で和解に至りましたのでご報告申し上げます。

以上、報告第7号から報告第9号の3件について一括してご説明申し上げました。十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 続いて、議案ごとに質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し1件ずつお願いします。

以後の議案等につきましても同様とします。

報告第7号について質疑を行います。

8番 高田佳久議員。

8番（高田佳久君） 8番 高田佳久です。

1件だけ確認も含めてお願いしたいんですが、過日、議運の席上でも総務課長から説明、前段でお聞きしておりますが、この専決の13号にもちょっと付随するようなお話なんですけれども、基本的に、バックした際ぶつけているというような状況とお伺いしているんですけれども、この公用車も含めて、消防の場合もそうなんですけれども、バックモニターだとかドライブレコーダーの設置というのはされている車両になるのでしょうか。

議長（白鳥金次君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

恐らく公用車でバックモニターがついている車両は、今のところないと承知しております。以上です。

議長（白鳥金次君） 8番 高田佳久議員。

8番（高田佳久君） 事故は誰でもやりたくない状況というか心情なんです、やっぱり細心の注意を払っていても起こるときは起こってしまうんですけれども、そういったバックモニター、ドライブレコーダーの設置というのも、今後検討していくような考えはありますか。

議長（白鳥金次君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

基本的にドライブレコーダーは全車両に装備しておりますが、バックモニターについては今のところ検討しておりませんが、今後、課題として検討していきたいと思っております。以上です。

議長（白鳥金次君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

お諮りします。報告第7号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号 専決処分の報告について、専決第12号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定については、報告書のとおり受理することに決定しました。

報告第8号について質疑を行います。

5番 塚田一男議員。

5番（塚田一男君） 5番 塚田一男です。

1点、関連でお願いしたいと思います。

当然、ボランティア団員で非常勤での団員の運行だと思いますけれども、非常勤の消防車両、業務的には2人乗車になっていると思います。そうした場合、1名は必ず降車して、後進の際、

後方の安全と、側方、後方の安全確認をすると思うんですが、その辺の対応はいかがかお聞かせください。

議長（白鳥金次君） 消防課長。

消防課長（高相一夫君） お答えします。

常日頃から、バックの際には安全確認をお願いしますということでお伝えしておりますが、たまたま反対方向であったということで、また、この事故の後には安全確認をお願いするということで、再度お願いをしております。

以上です。

議長（白鳥金次君） 12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 前件の損害賠償の件もそうなんですが、ちょっと山ノ内町は車両の事故が少し多いんじゃないかなと思うんですが、この運転者の基準ですね。例えば、経験3年とか経験2年とか、そういう安全運転管理者のほうで、そういう何か規定があるかどうか。免許証さえ持っていればどなたでも公用車を運転できるのかどうか、その辺の安全管理を伺います。1点だけです。

議長（白鳥金次君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

安全運転管理者につきましては、50人以上の事業者に1人以上の安全運転管理者を置かなければならない法律になっておりまして、私も役場の安全運転管理者なんですが、年1回義務講習を受けております。

運転の条件に関しましては、普通免許を所持しているかどうかということ履歴書に記載していただいた上で、当然業務で車両も使いますから、何年以上経過しないと運転できないという規定は設けておりません。基本的には新規採用職員でも現場へ運転に出ていくということは当然考えられる状況となっております。

以上です。

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

お諮りします。報告第8号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第8号 専決処分報告について専決第13号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定については、報告書のとおり受理することに決定しました。

報告第9号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第9号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第9号 専決処分の報告について専決第14号 給水管破裂による器物等損壊に係る和解及び損害賠償額の決定については、報告書のとおり受理することに決定しました。

6 議案第49号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長（白鳥金次君） 日程第6 議案第49号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第49号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の内容につきましては、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税について、従来、当年度事業にのみ充当していた寄附金を基金に積み立てることで、より受け入れやすく、計画的に町の事業費として活用することを目的としています。

新たに創設する基金名は、山ノ内町まち・ひと・しごと創生基金です。財政状況が厳しい中、より戦略的に町の事業を応援いただける企業との連携を図ることが必要と考え、本条例を一部改正するものです。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第49号を採決します。

議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第49号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

7 議案第50号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第4号）

8 議案第51号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

9 議案第52号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第2号）

10 議案第53号 令和7年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

11 議案第54号 令和7年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

12 議案第55号 令和7年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（白鳥金次君） 日程第7 議案第50号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第4号）

から日程第12 議案第55号 令和7年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）までの議案6件を一括して議題とします。

以上6議案について、提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第50号から議案第55号までの6件について、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第50号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。補正予算の内容につきましては、主に令和7年の人事院勧告に基づく給与改定の補正です。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ1,797万2,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ85億8,813万6,000円とするものです。

歳入の繰入金では、財源調整として、財政調整基金繰入金の増額計上です。

歳出につきましては、議会費から教育費まで、人事院勧告及び人事異動等による職員給与の増額計上です。

また、民生費及び衛生費では育児休業や退職に伴う減額、商工費では人事異動により減額しております。

次に、議案第51号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,878万4,000円とするものです。

歳入は、一般会計繰入金を増額するもので、歳出は、人事院勧告による人件費を増額するものです。

続きまして、議案第52号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。補正の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ102万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,665万2,000円とするものです。

人事異動及び人事院勧告に伴う職員の人件費等の増額及び職員の育休に伴う代替会計年度任用職員の報酬の振替による増減であり、歳入は一般会計繰入金を、歳出は職員の給料、職員手当等及び会計年度任用職員の報酬を増減するものです。

次に、議案第53号 令和7年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。収益的収入及び支出につきましては、支出額を92万6,000円増額し、総額5億5,469

万7,000円とするものです。内容につきましては、人事院勧告及び職員の異動等に伴う人件費の補正です。

続きまして、議案第54号 令和7年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。収益的収入及び支出につきましては、支出額を37万7,000円増額し、総額1億6,695万8,000円とするものです。内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正です。

次に、議案第55号 令和7年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。収益的収入及び支出につきましては、支出額を228万5,000円増額し、総額4億477万5,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、支出額を167万6,000円増額し、総額1億4,783万1,000円とするものです。内容につきましては、人事院勧告及び職員の異動に伴う人件費の補正です。

以上、議案第50号から議案第55号までの6件についてご説明申し上げます。

なお、議案第50号につきましては、総務課長より補足の説明を申し上げますので、十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 補足の説明を求めます。

議案第50号について、総務課長。

総務課長（古幡哲也君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（白鳥金次君） これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第50号について質疑を行います。

10番 湯本晴彦議員。

10番（湯本晴彦君） 全協でもちょっとお聞きしましたが、減額の部分ですけれども、人件費の減額のところは、退職や育児休業というような話があったと思うんですが、ちょっと具体的に教えていただければと思いますが。

議長（白鳥金次君） 1件ですね。

10番（湯本晴彦君） はい、1点です。

議長（白鳥金次君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

まず、補正予算の予算書の見方も含めてなんですけれども、今回の人勧に影響する部分と人勧以外の部分について、給与費明細として掲載しております。

一般会計の4号の補正予算では16ページ、国民健康保険特別会計の2号の補正予算では10ページ、介護保険特別会計の補正予算2号では11ページ、公共下水道事業1号では3ページ、農業集落排水事業1号では3ページ、上水道の補正予算1号につきましては4ページ、それぞれ人勧に影響する部分とその他の部分について記載しております。

ただいま湯本議員からご質問のありました減額の内容につきましては、全体では給料としまして2,400万円ほど減額と、一般会計でいきますと2,400万円。全体では2,560万円ほど減額となっております。その理由につきましては、当初予算を組む上で、職員数をやや多めに見積も

っております関係で、年度が始まった際には採用職員の数も確定する中で、若干原因となっております。それがまず1つと、年度途中で退職者が2名ございました関係で、その分。それから、育児休業が職員2名ほど年度途中から開始しましたので、それらの影響分がマイナスとなっております。

以上です。

議長（白鳥金次君） ほかにございますか。

12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 1点です。

一般会計で、基金繰入金で、この1,797万2,000円で一般会計と、それから、2会計の繰出金を賄っているということなのですが、財調からのこれだけの金額を繰り入れた場合、財調のほうの基金残高は幾らになりますか。

議長（白鳥金次君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

5号も含めて計算しておりましたので、その分を引く形になりますが、5号も含めてですと、財政調整基金の補正後の残高が8億4,371万1,000円になりますので、そこから5号分のマイナス分を1億7,515万円引きますと、約6億8,000万円ぐらいの残高になるかと思えます。

以上です。

議長（白鳥金次君） ほか、ございますか。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第50号を採決します。

議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第50号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

議案第51号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第51号を採決します。

議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(白鳥金次君) 起立全員です。

したがって、議案第51号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

議案第52号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第52号を採決します。

議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(白鳥金次君) 起立全員です。

したがって、議案第52号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

議案第53号について質疑を行います。

10番 湯本晴彦議員。

10番(湯本晴彦君) 1点だけお願いいたします。

1ページのところですけれども、賞与引当金の繰入がマイナス20万4,000円、給料が20万4,000円で、これは財源振替的なものなのか。賞与に引き当てるためのものをそちらへ、もしそうだとしたらそういう形というのはいいいのか、そこら辺、ちょっとご説明いただければと思います。

議長(白鳥金次君) 建設水道課長。

建設水道課長(高木和彦君) お答えします。

これにつきましては……

議長(白鳥金次君) 議事整理のため休憩いたします。

(休憩)

(午前10時43分)

(再開)

(午前10時43分)

議長(白鳥金次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設水道課長。

建設水道課長(高木和彦君) お答えします。

賞与引当金を給与のほうに充てるということです。

以上です。

議長（白鳥金次君） 10番 湯本晴彦議員。

10番（湯本晴彦君） これは賞与引当金なので、賞与のために引き当てているお金なのかなと思うんですが、それを給与に充てるとなると、賞与の予算とかが減ってしまわないのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいです。

建設水道課長（高木和彦君） ちょっと後ほど確認いたしまして、説明いたします。

議長（白鳥金次君） 議事整理のため休憩に入ります。

お諮りします。答弁整理のために10時55分まで休憩いたします。

(休憩) (午前10時46分)

(再開) (午前10時55分)

議長（白鳥金次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） お答えします。

賞与引当金につきましては、翌年度に支払われる予定の期末勤勉手当を対象としていますので、今年度の異動に対しましてその分が賞与引当金の、来年度分の引当金につきましてマイナスということで、20万4,000円を計上させていただいております。他会計につきましても同様であります。

以上です。

議長（白鳥金次君） ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第53号を採決します。

議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第53号 令和7年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第54号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第54号を採決します。

議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第54号 令和7年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第55号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第55号を採決します。

議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第55号 令和7年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

13 議案第56号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）

14 議案第57号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

15 議案第58号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（白鳥金次君） 日程第13 議案第56号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）から日程第15 議案第58号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第3号）までの議案3件を一括して議題とします。

以上3議案について、提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長（平澤 岳君） 議案第56号から議案第58号までの3件について、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第56号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。補正の内容は、歳入歳出予算及び地方債の補正です。

歳入歳出予算の補正では、歳入歳出それぞれ4,402万9,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ86億3,216万5,000円とするものです。

地方債の補正では、脱炭素化推進事業の限度額の変更です。

補正予算の歳入から申し上げます。

まず、国庫支出金及び県支出金ですが、広域入所に係る教育・保育給付費などによる増額補正です。

繰入金では、財政調整基金繰入金の減及びふるさと基金繰入金の増による補正です。

繰越金では、令和6年度決算の認定による増額、諸収入では、志賀高原ヒルクライム大会の中止及び実行委員会の解散に伴う精算金などによる増額です。

次に、歳出について申し上げます。

総務費では、シティプロモーションを減額するほか、まち・ひと・しごと創生基金元金積立金、若者定住促進マイホーム取得等補助金、住民税関連業務経費などの増額による補正です。

民生費では、6年度実績に伴う補助金返還金や、広域入所、出産・育児祝い金などによる増額、衛生費では、北信保健衛生施設組合への負担金や、藤ノ木霊園永代使用料返還金などによる増額です。

農林水産業費では、有害鳥獣駆除に係る補助金や、ブランド農業推進対策事業などによる増額、商工費では、志賀高原除雪組合負担金などによる増額です。

教育費では、精米価格の値上げに伴い学校給食協議会補助金を増額するほか、スキーシーズンを迎え、国際競技大会で活躍される選手への激励金及び褒賞金を増額するものです。

続きまして、議案第57号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ528万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,406万6,000円とするものです。

歳入は、諸収入には長野県国民健康保険団体連合会から返還される保険給付費等返還金を506万3,000円、繰越金には前年度繰越金を21万9,000円計上し、歳出は、保険給付費等交付金の返還金を528万2,000円計上するものです。3月に県より交付金を概算額で受け入れ、翌年度に精算する事務処理となっているため、差額分を計上するものです。

次に、議案第58号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。補正の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ828万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,493万4,000円とするものです。

税制改正に伴うシステム改修と国庫交付金事業の採択に伴う増額及び介護予防サービス事業の増設に伴う予算の振替による増減であり、歳入は国庫補助金及び一般会計繰入金を、歳出は総務費の委託料と負担金補助及び交付金を増額、地域支援事業費は事業の振替により委託料及

び報償費を増減するものです。

以上、議案第56号から議案第58号までの3件について一括してご説明申し上げました。

なお、議案第56号については総務課長から補足の説明を申し上げますので、十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 補足の説明を求めます。

議案第56号について、総務課長。

総務課長（古幡哲也君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（白鳥金次君） 議案第56号から議案第58号について一括質疑を行います。

8番 高田佳久議員。

8番（高田佳久君） 8番 高田佳久です。

議案第56号で1点ちょっとお願いしたいんですけども、8ページになります。

先ほど総務課長からも説明ありましたが、衛生費雑入の関係の自動車損害保険の関係で、じん芥車の事故ということで、ちょっとかなり金額的には大きい470万円ということなんですが、その辺の部分につきまして、できれば詳細な内容につきまして資料等を、予算決算審査委員会へ付託される予定でありますので、できれば資料をもって委員会の中での説明という形を取っていただきたいんですが、どうでしょうか。

議長（白鳥金次君） 住民税務課長。

住民税務課長（湯本 豊君） お答えいたします。

ご指摘のとおり資料を用意いたしまして、予算審査委員会でご説明させていただきます。

議長（白鳥金次君） ほかにありませんか。

9番 渡辺正男議員。

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男です。

一般会計の補正の16ページの一番下のふれあいセンター管理費のところでお聞きしたいんですが、この修繕料というのは何を見込んでのことなのかお願いしたいんですが、ふれあいセンターの場所によって電気、蛍光管が切れているところはずっとそのまま、実施計画等ではLED化、2年ぐらい先に用意されているんですが、そこの照明がそれまで蛍光管を換えるつもりがないのか、それとも、例えば、この修繕料の中にそういったものが含まれているのかお聞きしたいと思います。

議長（白鳥金次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本佳史君） お答えいたします。

今回の補正予算につきましては、修繕料は、よませふれあいセンターの小便器のセンサー交換が2か所と、すがかわふれあいセンターのガス安全弁の交換ということで、蛍光管の交換は入っておりませんが、一応そこにつきましては担当の公民館に話をして、改善する方向で検討してまいります。

以上です。

議長（白鳥金次君） 12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 一般会計の14ページ、2款の林業費の中で、18節で負担金170万円、有害鳥獣駆除、上のほうの45万円はわなの購入という話でしたが、これ170万円の補助追加で、具体的には何をやられるんですか。

議長（白鳥金次君） 農林振興課長。

農林振興課長（金井哲也君） お答えします。

負担金につきましては、ニホンジカ、イノシシの捕獲に対する猟友会の会員の方への報償費ということでご理解ください。

議長（白鳥金次君） ほか、ありますか。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） お諮りします。会議規則第39条の規定により、議案第56号から議案第58号までの3議案について、予算決算審査委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号から議案第58号までの3議案については、予算決算審査委員会に審査を付託することに決定しました。審査結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって本会期中に報告できるようお願いします。

なお、予算審査の日程は、お手元に配付したとおりで予定しておりますので、ご確認願います。

16 議案第59号 第6次山ノ内町総合計画後期基本計画の策定について

議長（白鳥金次君） 日程第16 議案第59号 第6次山ノ内町総合計画後期基本計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第59号 第6次山ノ内町総合計画後期基本計画の策定について、ご説明申し上げます。

町は、令和3年度から令和12年度までの10年を期間とする第6次山ノ内町総合計画基本構想に基づき、町の将来像である「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土」の実現に向けて取り組んでおります。

総合計画の基本計画については、基本構想の期間を前期と後期、それぞれ5年間に分けており、前期基本計画は令和7年度をもって終了いたします。これに伴い、令和8年度から令和12年度までの5年を計画期間とする後期基本計画を策定するものでございます。

4月24日に山ノ内町総合計画審議会に対し、計画策定に係る諮問をさせていただき、去る11月14日に後期基本計画について答申をいただいたところです。

計画の策定に当たりましては、基本構想の範囲内において、前期計画の検証、住民ニーズの把握を行い、人口減少が進む中でも持続可能なまちづくりに向けた指針を盛り込んでまいりました。

今後の5年先、10年先の町の方向性を示す基本計画策定であり、議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、未来創造課長から補足の説明を申し上げます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 補足の説明を求めます。

未来創造課長。

未来創造課長（堀米貴秀君） [議案に基づく補足説明]

17 議案第60号 地方自治法等の規定により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

18 議案第61号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について

19 議案第62号 長野県志賀高原自然保護センター条例の一部を改正する条例の制定について

20 議案第63号 山ノ内町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（白鳥金次君） 日程第17 議案第60号 地方自治法等の規定により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第20 議案第63号 山ノ内町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案4件を一括して議題とします。

以上4議案について、提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長（平澤 岳君） 議案第60号から議案第63号までの4件について、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第60号 地方自治法等の規定により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、議会又は議会委員会からの求めに応じて出頭した参考人に対して支給する実費弁償の規定を新たに加えるとともに、公平委員会の証人喚問に関する規定の削除、また、地方自治法、地方税法、農業委員会等に関する法律の改正に伴う条ずれの修正を行う内容になります。

次に、議案第61号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、令和8年4月の組織機構の見直しとして、危機管理課を総務課へ統合し、未来創造課に係を増設、また、住民税務課住民環境係を窓口部門と生活環境部門に分割するに当たり、必要な改正を行うものです。

まず、大規模化・多様化している近年の自然災害に的確に対応していくためには、組織としての危機管理能力をさらに高めていくことが重要であり、より効果的かつ効率的に組織全体で危機管理に取り組む体制を構築するとともに、情報伝達や意思決定のさらなる迅速化・効率化を図るため、総務課と危機管理課を統合し、重複業務の見直しや人員配置の改善等も進めます。

次に、現在の未来創造課においては、分掌業務が多岐にわたることや、業務の高度化・専門化、事務量の増や煩雑化が進んでおり、より機動的な業務体制を確保するために、新たな係の増設と業務分担の再編を行うことで課題解決につなげます。

また、住民税務課住民環境係の窓口部門においては、マイナンバーカード普及に伴う事務、戸籍システム標準化の対応、戸籍の振り仮名対応、外国人転出入者の増など、年々業務が増大している傾向にあり、また生活環境部門においても、本年度から新たに霊園管理業務が加わった状況にあり、係の業務過多により住民サービスの低下を招くことのないよう、係の分割により対応を図ろうとするものです。

なお、危機管理課の総務課への統合により、同課が所管する消費者行政、交通安全、防犯に関する業務は生活環境部門へ移管します。

続きまして、議案第62号 長野県志賀高原自然保護センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、現在、長野県志賀高原自然保護センターの展示物改修業務を進めているところですが、令和8年度のリニューアルオープンに当たり、志賀高原ビジターセンターに名称変更をするものです。

ビジターセンターとした理由ですが、現在の自然保護センターは、自然環境の保護・保全、調査等に重点を置いている施設ですが、改修後は、自然保護を含めた文化、見どころ、イベント発信等、情報提供や利用案内、公園利活用を目的とする施設で、主として観光客を対象とし、幅広い活用を目指すためです。

なお、今回の名称変更に当たっては、町、和合会、共益会、志賀高原観光協会、環境省、長野県等で構成している自然保護センター運営協議会において協議を行い、承認をいただいております。

次に、議案第63号 山ノ内町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、昭和63年4月の気象庁における予報用語の見直しによる異常乾燥注意報の名称変更に伴う改正に併せ、林野火災の発生及び延焼等につながる注意報及び警報を追加するとともに、字句の統一をすべく一部改正するものです。

以上、議案第60号から議案第63号までの4件について、一括してご説明申し上げました。

なお、議案第61号につきましては総務課長より補足の説明を申し上げますので、十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 補足の説明を求めます。

議案第61号について、総務課長。

総務課長（古幡哲也君）〔議案に基づく補足説明〕

-
- 2 1 議案第64号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 2 2 議案第65号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 2 3 議案第66号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 2 4 議案第67号 山ノ内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（白鳥金次君） 日程第21 議案第64号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第24 議案第67号 山ノ内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでの議案4件を一括して議題とします。

以上4議案について、提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第64号から議案第67号までの4件について、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第64号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う内閣府令に基づく改正です。

内容としては、国家戦略特別区域法に基づく特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正に伴い、地域限定保育士の記載及び児童福祉法第33条の10に新たに第2項、第3項が設けられたため、同条を引用する際の改正になります。

次に、議案第65号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案につきましても、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う内閣府令に基づく改正です。

家庭的保育事業者等は、乳幼児の施設利用開始時の健康診断や定期的健康診断等について、

町が実施する乳幼児健診の結果を把握した場合は行わないことができるよう改正するものです。

また、虐待等の禁止について、職員が行ってはならない禁止行為について、職員が幼保連携型認定こども園である場合及び幼稚園である場合について追加となる改正に伴い町条例の引用箇所を改正するものです。あわせて、国家戦略特別区域法に基づく特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正に伴い改正するものです。

なお、当町に家庭的保育事業者はなく、また国家戦略特別区域に該当していませんが、将来的な可能性を考慮し改正するものです。法改正に伴う改正以外に、条例の号等の表記について精査した結果についても併せて改正するものです。

続きまして、議案第66号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましても、児童福祉法の一部を改正する内閣府令に基づく改正です。

虐待等の禁止について、職員が行ってはならない禁止行為について、職員が幼保連携型認定こども園である場合及び幼稚園である場合について追加となる改正に伴い町条例の引用箇所を改正するものです。また、法改正に伴う改正以外に、条例の号等の表記について精査した結果についても併せて改正するものです。

次に、議案第67号 山ノ内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

乳児等通園支援事業とは、通称こども誰でも通園制度といい、国が子ども・子育て支援法に基づく給付事業として新たに創設した事業で、保育園等に通っていない生後6か月から満3歳未満の乳幼児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労等の要件を問わずに時間単位で保育園に通園することができる制度です。

本年4月1日から施行された児童福祉法の一部改正に伴い、令和8年4月1日より全市町村において実施することとされており、児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき、民間事業者が運営する保育施設が本事業を実施するためには町の認可を受ける必要があることから、認可に必要な設備及び運営に関する基準を定めるものです。

以上、議案第64号から議案第67号までの4件について、一括してご説明申し上げました。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

お疲れさまでした。

(散 会)

(午前11時46分)